

## 地球温暖化対策を推進するための条例の検討にあたっての主な論点

※各論点に対応する他政令市条例の規定については、別添資料を参照。

### 論点 1：目的（別添資料 P3～4 参照）

① 以下の観点から、次のような内容を規定してはどうか。

- ・低炭素都市づくりを一層推進するため、市・市民・事業者の地球温暖化防止に向けた責務などを明らかにし、協働して取り組むことが重要である。
- ・本市の特色である杜の都の良好な環境を踏まえるとともに、低炭素都市づくりに取り組む姿勢を明らかにする。

- 地球温暖化対策について、市・市民・事業者の責務を明らかにする
- 地球温暖化対策の基本となる事項を定める
- 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する
- 低炭素社会の実現
- 杜の都の良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

### 論点 2：市・市民・事業者の責務（別添資料 P5～9 参照）

① 以下の観点から、市の責務としては次のような内容を規定してはどうか。

- ・行政の役割として、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進するとともに、自らの事務事業で排出する温室効果ガスを率先して削減する必要がある。
- ・市民・事業者が行う地球温暖化対策を全般的に推進することが必要である。
- ・低炭素都市づくりに市民・事業者とともに取り組むことを明らかにする。

- 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進する
- 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずる
- 市民や事業者が行う地球温暖化対策を推進するための措置を講ずる

（次ページへ続く）

② 以下の観点から、市民の責務としては次のような内容を規定してはどうか。

- ・ 温暖化防止については、市民一人ひとりが対策の重要性を理解し、日常的な活動の中で温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みを行うことが重要である。
- ・ 低炭素都市の実現に向けては、本市の施策への市民の協力が不可欠である。

- 地球温暖化対策の重要性について理解を深める
- 日常生活に関し、地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講ずる
- 市が実施する地球温暖化対策へ協力する

③ 以下の観点から、事業者の責務としては次のような内容を規定してはどうか。

- ・ 温暖化防止については、各事業者が対策の重要性を理解し、事業活動の中で温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みを行うことが重要である。
- ・ 低炭素都市の実現に向けては、本市の施策への事業者の協力が不可欠である。

- 地球温暖化対策の重要性について理解を深める
- 事業活動に関し、地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講ずる
- 市が実施する地球温暖化対策へ協力する

④ 以下の観点から、観光旅行者その他の滞在者の責務としては次のような内容を規定してはどうか。

- ・ 本市では、「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略」等で交流人口の拡大を目指しており、観光旅行者その他の滞在者の責務についても視野に入れる必要がある。

- 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガス排出抑制の措置を講じ、市・市民・事業者が実施する地球温暖化対策へ協力する

⑤ 以下の観点から、市・市民・事業者の協働について規定を設けてはどうか。

- ・ 低炭素都市の実現に向けては、市民・事業者・市が協働して対策に取り組むことを改めて明らかにすることが重要である。

- 市・市民・事業者は、相互に連携・協働しながら地球温暖化対策に取り組む

**論点 3 : 地球温暖化対策の推進に関する計画の策定・公表** (別添資料 P9~11 参照)

- ① 以下の点から、地球温暖化対策の推進に関する計画については、次のような内容を規定してはどうか。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」において、都道府県と政令市に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画」（本市では地球温暖化対策推進計画）に関し、規定すべき内容が明記されている。

- 計画期間
- 市域の温室効果ガス排出量の削減目標
- 温対法第 21 条第 3 項各号に掲げる事項（※）
- その他地球温暖化対策の推進に関し必要となる事項

※再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項、事業者や住民が温室効果ガスの排出抑制等に関して行う活動の促進に関する事項、都市機能の集約や公共交通利用促進、緑地の保全・推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備・改善に関する事項、廃棄物等の発生抑制等その他循環型社会の形成に関する事項

- ② 以下の観点から、地球温暖化対策の推進に関する計画について、次のような内容も規定してはどうか。

・本年 6 月に成立した「気候変動適応法」（12 月 1 日施行）において、地域気候変動適応計画の策定が自治体の努力義務とされている。

・現行の「仙台市地球温暖化対策推進計画」において、適応策については記載されており、今後改定される次期計画においても地域気候変動適応計画の内容を含めることが主な検討事項の 1 つと想定される。

- 気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」の内容（※）

※「地域気候変動適応計画」で定めるべき内容については、今後 12 月までの間に国において整理される予定。

- ③ 以下の観点から、地球温暖化対策の推進に関する計画について、次のような内容も規定してはどうか。

・地球温暖化対策推進計画については、施策の推進のため市が策定するものであるが、最新の知見や社会情勢を踏まえて適宜見直しを図るべきであり、変更した場合には速やかに公表すべきである。

・地球温暖化対策推進計画については、策定にあたり、環境審議会の審議を経て策定しており、今後も策定にあたっては審議を経るものである。

- 市長は、地球温暖化対策推進計画を策定する。
- 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、地球温暖化対策

推進計画を変更する。

- 市長は、地球温暖化対策推進計画を策定（変更）した場合は速やかに公表する。
- 市長は、地球温暖化対策推進計画を策定（変更）しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境審議会の意見を聴く。
- 市長は、地球温暖化対策推進計画に基づく措置の実施状況について、毎年度、審議会に報告するとともに公表する。

（第1回の検討部会では主に論点1～3について議論）

#### 論点4：市・市民・事業者の取り組み（別添資料P11～60参照）

① 以下の観点から、市・市民・事業者が果たすべき役割として、次のような分野における各主体の取り組みを規定してはどうか。【努力義務】

・地球温暖化防止については、市・市民・事業者が果たすべき役割を明らかにすることが重要である。

- エネルギー使用の合理化、省エネ製品の選択
- 環境物品等の選択
- 廃棄物の減量
- 自動車の利用抑制、公共交通機関等の積極的な利用
- 再生可能エネルギーの利用
- 建築物に係るエネルギー使用の合理化
- 緑化の推進
- 森林の保全
- 環境教育・環境学習

② 以下の観点から、本市の取り組みとして次のような内容を規定してはどうか。

・東日本大震災における経験と教訓を踏まえ、防災環境都市づくりを目指し、平時においてはまちの低炭素化に資するとともに、災害時にはエネルギー供給源の確保により災害リスクへの対応力が高まるエネルギー自律型のまちづくりを進めることが重要である。

- 災害に強くエネルギー効率の高い分散型エネルギーの創出【努力義務】

③ 一定の要件を満たす者に対し温室効果ガス排出抑制の観点から義務を課している制度について、本市でも規定するか否か。

- 一定量以上のエネルギーを使用する事業者（事業所）に係る「事業者温室効果ガス削減計画書制度」

⇒資料 4-1「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて」により、別途論点整理を行う。

- 一定規模以上の建築物の建築主に係る「建築物排出量削減計画書制度」「建築環境総合性能評価システムによる評価」「建築物環境配慮性能の表示」

⇒「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」（平成 27 年 7 月 8 日制定、平成 28 年 4 月 1 日施行〔内容により平成 29 年 4 月 1 日施行〕）により、一定規模以上の建築物に係る省エネ基準適合義務（2,000 m<sup>2</sup>以上の非住宅）や届出義務（300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の非住宅及び 300 m<sup>2</sup>以上の住宅）、省エネに関する表示（任意）が定められている。

- 一定規模以上の敷地において建築物の新築・増築・改築等を行う者に係る「緑化計画書制度」

⇒本市では、「杜の都の環境をつくる条例」（平成 18 年 6 月 23 日制定、同年 10 月 1 日施行）において、緑化計画書の提出義務等が定められている。